

市役所等で発行している申告に必要な書類

○社会保険料の納付額確認書

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付を口座振替されている方で、令和元（平成31）年中の保険料納付額確認書が必要な方には、本庁及び各総合窓口センターで無料交付しています。

※交付申請には本人確認資料が必要です。

○障害者控除対象者認定書

令和元（平成31）年中に新たに※寝たきり等の状態になり、かつ障害者手帳等の交付を受けていない方を障害者控除に適用する場合は、医師の診断による証明書等又は福祉課地域障がい福祉係から障害者控除対象者認定書の交付を受け、申告会場等にお持ちください。

※寝たきり等の状態…常に就床を要し、複雑な介護を要する人

マイナンバー(個人番号)の確認書類が必要です

申告の際は、マイナンバーの番号確認書類と身元確認書類の提出が必要です。

（配偶者、扶養親族、事業専従者がいる方は、その方のマイナンバーが分かるものの控えも必要です。）

過去に申告している方でも申告の都度、マイナンバーの確認が必要になりますので忘れずにご持参ください。

◎番号確認書類※いずれか1つ

マイナンバーカード／通知カード／マイナンバーが記載された住民票の写しなど

◎身元確認書類※いずれか1つ

運転免許証／健康保険証／パスポート／障害者手帳／在留カードなど

※マイナンバーカードを提示される場合は、身元確認書類は必要ありません。

大館税務署からのお知らせ

◆所得税の確定申告をされる方へ

確定申告書作成会場設置期間（土日祝日を除く）

日時 令和2年2月17日(月)～3月16日(月)

受付 9時～16時まで

場所 大館税務署（大館市赤館町2-16）

※会場開設前は、申告書作成会場を設けていません。限られた職員での対応となり、長時間お待ちいただく場合がありますので、会場開設期間中にお越しください。

※会場は大変混雑し、申告書の作成に1時間以上要する場合がありますので、会場を利用される際には、受付時間内にご来場ください。

なお、会場の混雑状況によっては、早めに相談受付を終了する場合がありますのでご了承ください。

◆農業所得収支計算説明会

農業所得の申告をされる方を対象に説明会を実施します。

【北秋田市会場】

日時 令和2年1月17日(金)

13時30分～15時30分

場所 北秋田市交流センター

お問い合わせ

大館税務署(大館市赤館町2-16) ☎0186-42-0671



◆パソコンやスマートフォン、タブレットを利用した確定申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力するだけで所得税、消費税及び贈与税の申告書、青色申告決算書・収支内訳書等を作成できます。

また、令和元年分の確定申告からスマホ専用画面の対象範囲が拡大されます。

給与所得では、従来の年末調整済みで支払先が1か所の方に加えて、年末調整が未済の方、支払先が2か所以上の方にも対応します。

また、公的年金等を含む雑所得、生命保険金等の一時金や満期返戻金等を受け取った場合などの一時所得にも対応します。

「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方は、作成した申告書を※e-Taxで送信できます。また、マイナンバーカード対応のスマートフォン等をお持ちでない方も、「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されたID(利用者識別番号)・パスワード(暗証番号)があれば、e-Taxで送信できます。

e-Taxをご利用できない方は、作成した申告書をご自宅のプリンタやコンビニエンスストア等のプリントサービス(有料)を利用して印刷し、税務署に郵送等で提出できます。

※e-Tax…国税に関する各種の手続きにおいて、インターネット等を利用して電子的に手続きが行えるシステム

令和2年度「市・県民税」

申告相談

申告日程 2月4日～3月16日

申告に関する相談、お問合せ 税務課市税係 ☎62-1116

※申告相談期間中は、職員が申告会場に出向いているため、電話でのお問い合わせに即答できない場合があります。

「令和2年度市・県民税」の申告は、令和元（平成31）年中の収入や控除について申告していただくものです。地区ごとに申告日が指定されていますので、日程表を確認のうえ、指定の会場で申告してください。

なお、未申告の場合、所得証明書や課税証明書等の税に関する証明書の交付が受けられないほか、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料等の算定や各種行政サービスにおいて不利益が生じる場合がありますので、申告が必要な方は必ず申告をしてください。

申告が必要な方

令和2年1月1日現在、北秋田市にお住まいで次の①から④のいずれかにあてはまる方

①営業、農業、不動産（小作料など）、山林、譲渡、配当、一時所得（保険金など）、雑所得（個人年金など）などの所得があった方

※収用等による譲渡所得がある方で、特別控除の適用により譲渡所得が生じない場合でも、国民健康保険税等の軽減判定や扶養控除の可否判定は特別控除前の合計所得金額で行いますので申告が必要となります。

②給与所得者で次のいずれかにあてはまる方

▽年の途中に就職または退職した方で年末調整をしていない方、2か所以上の事業所から給与を受けた方で年末調整をしていない方

▽勤務先から北秋田市に給与支払報告書が提出されていない方

▽医療費控除、扶養控除（源泉徴収票に記載がなく追加する場合または変更がある場合）、寄附金控除、住宅ローン控除など各種控除を受ける方

※初めて住宅ローン控除を受ける方で市では受付できない内

容の場合は大館税務署へご案内する場合があります。

③公的年金等受給者で次のいずれかにあてはまる方

▽生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除、扶養控除（源泉徴収票に記載がなく追加する場合または変更がある場合）など各種控除を受ける方

④無収入または非課税収入（遺族年金、障害年金、失業保険など）のある方で次のいずれかにあてはまる方

▽国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に加入している方または加入予定の方

▽福祉、保育、教育関係や公営住宅など各種行政サービスの手続きにより申告が必要な方

▽税に関する証明書の発行が必要な方

申告する必要のない方

次の①から④のいずれかにあてはまる方

①税務署に所得税の確定申告書を提出される方

②給与以外の所得がなく、職場で年末調整をしている方

③公的年金等以外の所得がなく、各種控除を受けない方

④北秋田市内に居住している親族の税法上の扶養親族となっている方

税務課からのお願い

申告会場は大変込み合います。申告相談を円滑に行うため次のことにご協力ください

▼市で受付できない申告があります

「青色申告」、「消費税」、「相続税」、「贈与税」、「平成30年分以前の所得税の確定申告」については、直接税務署に申告してください。

▼あらかじめ書類の分類及び集計を

【営業・農業・不動産収入のある方】

収支内訳書を作成していただくか、あらかじめ収入・経費の科目ごとに領収書等を分類し、集計してください。

【医療費控除の申告を行う方】

平成31年1月1日から令和元年12月31日の間にお支払

いたした領収書を支払先の医療機関ごとに分類し、集計してください。

※インフルエンザ等予防接種や診断書料は控除対象外になります。

※集計をされていない方は、ご自分で集計後に相談となりますので順番が遅くなることがあります。

▼申告前に書類の確認を

添付書類が不備の場合は、申告相談を受けられない場合がありますので、22ページの「申告前に書類の確認を！」を参考に事前の確認をお願いします。